

諮問を要しない軽微な事項について（案）

平成二十年十月八日

情報通信行政・郵政行政審議会

有線放送部会決定第 号

有線テレビジョン放送法（昭和四十七年七月一日法律第百十四号）第二十六条の二ただし書の軽微な事項は、次のとおりとする。ただし、これらに該当する場合であっても、重要かつ異例な事案については、諮問を受け又は適宜報告を求めるものとする。

有線テレビジョン放送法第三条第一項の規定による有線テレビジョン放送施設（以下「施設」という。）の許可に関する案件のうち、次に掲げるもの

1 受信障害解消のための施設であつて、既設の事例と類型を同じくするもの

2 受信障害解消のための施設以外の施設のうち、引込端子の数が

一〇、〇〇〇未満の規模の施設であつて、既設の事例と類型を同じくするもの

○総務省組織令 抜粋

(平成十二年政令第二百四十六号)

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)及び消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の規定に基づき、この政令を制定する。

(情報流通行政の所掌事務)

第十一条 情報流通行政は、次に掲げる事務をつかさどる。
十六 情報通信行政・郵政行政審議会の庶務に関すること。

(総務課の所掌事務)

第七十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
三 情報通信行政・郵政行政審議会の庶務に関すること。

第三節 審議会等

(設置)

第二百一十一条 法律の規定により置かれる審議会のほか、本省に、次の審議会等を置く。

情報通信行政・郵政行政審議会

(情報通信行政・郵政行政審議会)

第二百五条 情報通信行政・郵政行政審議会は、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第一百四号)、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第二十五号)、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)、情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)、電気通信事業法、郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、情報通信行政・郵政行政審議会に關し必要な事項については、情報通信行政・郵政行政審議会令(平成十五年政令第八十一号)の定めるところによる。

○情報通信行政・郵政行政審議会令

(平成十五年三月二十八日政令第八十一号)

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八條の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一條 情報通信行政・郵政行政審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二條 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三條 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。（会長）

第四條 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五條 審議会に、郵政行政分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、審議会の所掌事務のうち、郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。

3 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、総務大臣が指名する。

4 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。

5 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をも

つて審議会の議決とすることができる。

(部会)

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(議事)

第七条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関する臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。
(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、

意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、総務省情報流通行政局総務課において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(分科会の所掌事務の特例)

第二条 分科会は、第五条第二項に定めるもののほか、当分の間、審議会の所掌事務のうち、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下この条において「整備法」という。)附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第七十四条、整備法附則第十四條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)第六十八条、整備法附則第十八條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二

十四年法律第六十八号) 第一百五條、整備法附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号) 第七條の二第二項及び整備法附則第四十八條第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。

2 分科会は、第五條第二項及び前項に定めるもののほか、平成二十年九月三十日までの間、審議会の所掌事務のうち、整備法附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号) 第六條の二第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日)

第一條 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十一條 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年七月二日政令第二一四号) 抄

(施行期日)

第一條 この政令は、平成二十年七月四日から施行する。

(郵政行政審議会令の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この政令の施行の際現に郵政行政審議会の委員又は専門委員である者は、それぞれこの政令の施行の日に、第二條の規定による改正後の情報通信行政・郵政行政審議会令(以下この条において「新審議会令」という。) 第二條第一項又は第二項の規定により情報通信行政・郵政行政審議会の委員又は専門委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新審議会令第三條第一項の規定にかかわらず、その者の郵政行政審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

郵政行政審議会決定第一号

郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十一号）第十条の規定に基づき、郵政行政審議会議事規則を次のように定める。

平成十五年四月二十三日

郵政行政審議会会長

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則

（趣旨）

第一条 情報通信行政・郵政行政審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営については、情報通信行政・郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十一号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（総会の招集）

第二条 審議会の総会（以下「総会」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、総会を招集しようとするときは、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）及び必要に応じ専門委員に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。

（議長）

第三条 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。

（意見の聴取）

第四条 会長は、総務大臣の求めがあるときその他必要があると認めるときは、総会の議題に関し、広く意見を聴くことができる。

2 審議会は、前項の意見の聴取に係る議題の審議に当たり、聴取した意見を参考としなければならない。

（職員の出席）

第五条 会長は、必要があると認めるときは、関係の職員を総会に出席させて、議題に関し説明させ、又は質疑に答えさせることができる。

（議事録）

第六条 審議会は、総会について議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 開催の日時及び場所
- 二 開会及び閉会の時刻
- 三 出席した委員及び専門委員の氏名
- 四 意見を聴取した者の氏名
- 五 出席した関係職員の所属及び氏名
- 六 議題
- 七 議事
- 八 議決事項
- 九 その他必要な事項

2 総会の議事録は、審議会の事務局において原案を作成し、出席委員等による確認の後、会長の承認を得るものとする。

（付議）

第七条 審議会に対する付議は、文書により行い、かつ、必要な資料を添付するものとする。

（議事の特例）

第八条 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、会長の認めるところにより、文書その他の方法により総会の議事を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、総会を招集して審議する必要がないと会

長が認める場合も同様とする。

- 2 前項の場合においては、会長は、その議事について、次に招集する総会に報告しなければならない。

(公開に関する取扱い)

第九条 総会は、原則として、公開する。ただし、総会を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合にあつては非公開とすることができる。

- 2 総会に配付された資料及び議事録(以下「議事録等」という。)は、審議会の事務局において閲覧その他の方法により公開する。ただし、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。

- 3 第一項ただし書の規定により総会を非公開とする場合又は前項ただし書の規定により議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。

- 4 議事録が公開されるまでの間、審議会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、会長の承認を得て公開する。

(分科会)

第十条 情報通信行政・郵政行政審議会令第五条第二項の規定により郵政行政分科会(以下「分科会」という。)において処理することとされた事項であつて次に掲げるもの以外のものに係る分科会の議決は、その議決をもつて審議会の議決とする。次に掲げる事項に係る議決であつて、緊急の必要その他やむを得ない事情があるもの又はその事項の内容が軽微であるものとして会長が認めるものについても同様とする。

- 一 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第六十七条第二項第三号

又は第七十条第三項第二号若しくは第三号の総務省令の制定又は改廃

- 二 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令の制定又は改廃

- 2 分科会の議事の手続については、第二条から第六条まで、第八条及び前条の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替える。

- 3 分科会の議事については、総会に報告しなければならない。
- 4 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮つて定める。

(部会)

第十一条 審議会に、次の部会を置く。

- 一 電気通信事業部会
- 二 有線放送部会

- 2 部会の議事の手続については、第二条から第六条まで、第八条及び第九条の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

- 3 部会の議事については、総会に報告しなければならない。

- 4 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮つて定める。

(部会の所掌事務)

第十二条 前条第一項の部会の所掌等は、別記一及び別記二のとおりとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十五年四月二十三日から施行する。

(郵政行政分科会の調査審議に関する特例)

第二条 分科会は、情報通信行政・郵政行政審議会令第五条第二項に規定するもののほか、次の事項を調査審議する。この場合において、分科会の議決は、その議決をもって審議会の議決とする。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下この条において「整備法」という。）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第一百五十五条、整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七条の二第二項、整備法附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）第六条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項

附 則 平成十六年八月三日

郵政行政審議会決定第三号

この決定は、平成十六年八月三日から施行する。

附 則 平成十九年七月三十日

郵政行政審議会決定第四号

この決定は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 平成二〇年九月二十九日

情報通信行政・郵政行政審議会決定第一号

この決定は、平成二十年九月二十九日から施行する。

別記二

有線放送部会の所掌等は、次のとおりとする。

- 一 委員等
会長の指名する委員及び専門委員
- 二 所掌
審議会の所掌する事項のうち、有線放送の規律に関する調査審議
- 三 専決事項
次の事項については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。
 - 1 有線テレビジョン放送法第二十六条の二に規定する諮問事項
 - 2 同条ただし書の「軽微な事項」の認定
- 四 委員会
 - 1 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、主査を長とする委員会を置くことができる。
 - 2 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関し必要な事項は、部会長が定める。